

日本独自の水産物エコラベル制度の国際標準化と持続可能な発展
Global Standardization of Japan's Original Seafood Eco-Labeling System and
Sustainable Development

大石太郎

(東京海洋大学)

Taro OISHI

(Tokyo University of Marine Science and Technology)

E-mail : toishi0@kaiyodai.ac.jp

【要約】

日本独自の水産物エコラベル制度であるマリン・エコラベル・ジャパン (MEL) の国際標準化への取り組みが、MEL の特質にもたらした変化について、持続可能な発展の 3 本柱とされる「環境」、「経済」、「社会」の観点から分析した。国際標準化前の MEL は「社会」の側面を重視した制度であったが、世界水産物持続可能性イニシアティブ (GSSI) の要求に対応した多くの制度改革を経る中で、「社会」の比重を低下させ、「環境」と「経済」をより重視する制度へと変化したことが示唆された。国際標準化後の MEL では、漁業管理の有効性が科学的に裏付けられることを認証漁業に要求するために、データや資料の整備等に追加的な費用や労力が発生し、認証漁業だけでなく外部の組織もそれを負担する必要性が生じる。日本の漁業コミュニティにおいて試行錯誤の中で蓄積されてきた資源管理のための独自の慣習やルールが、費用や労力を節約しながら 3 つの持続可能性を実現する知恵であるならば、それを評価する仕組みが求められる。

【キーワード】

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL)、国際標準化、世界水産物持続可能性イニシアティブ (GSSI)、持続可能な発展

【abstract】

Japan's original seafood eco-labeling system, Marine Eco-Label Japan (MEL), has been analyzed in terms of its international standardization efforts from the perspective of the three pillars of sustainable development: environmental, economic, and social. Prior to international standardization, the MEL emphasized the "social" aspect, but it reduced its weight and placed more emphasis on the "environment" and "economic" aspects as it underwent many institutional reforms in response to the requirements of GSSI. The international standardized MEL requires certified fisheries to scientifically

verify the effectiveness of fishery management, which incurs additional costs and efforts for the preparation of data and materials. If the unique practices and rules for resource management that have been accumulated through trial and error in Japanese fishing communities are viewed as the wisdoms to achieve the three sustainability goals while saving money and labor, then we need to find a system to evaluate them.

1. はじめに

本稿では、日本発の水産物エコラベル制度であるマリン・エコラベル・ジャパン (Marine Eco-Label Japan : 以下、MEL) の国際標準化 (後述する GSSI 承認の取得) への取り組みに伴い、持続可能な発展の観点から見て、MEL の特質がどのように変化したのかについて論じる⁽¹⁾。

持続可能な発展は、近年、人類共通の目的と認識されるようになったが、その具現化においては「環境」だけでなく「経済」や「社会」の要素にまでその概念を拡張して捉えなければならないことが指摘されている (植田(2008)、p.10)。国連により推進されている持続可能な開発目標 (SDGs) においても「経済、社会、環境という持続可能な発展の 3 側面を調和させるもの」(UN General Assembly(2015)、p.2) とされている。4 つ目の側面として「文化」の重要性も指摘されており (Spiller and Lake(2003))、特定の都市や地域の持続可能性を評価する際にはその地域に固有の「文化」の側面も持続可能性に含めた 4 側面からの分析もなされてきた (Wambrauw and Morgan(2015))。ただし、「文化」の側面は「社会」の側面に含まれることが一般的であり (Morgan(2006)、p.169)、「環境」、「経済」、「社会-文化」とした 3 側面で持続可能性の評価がなされることもある (Mega and Pedersen(1998)、p.2)。

持続可能な発展の 3 側面という視点は、漁業および漁業制度の分析にも適用されてきた。海外の研究としては、アンダーソンらが、「環境」、「経済」、「社会」の観点から漁業パフォーマンス指標を構築し、世界の 61 漁業を評価することで、資源状態に加えて経済やコミュニティの成果を追跡することの重要性を推察した (Anderson *et al.*(2015))。また、アッシュらは、同じく漁業パフォーマンス指標を用いて世界の 121 の漁業管理制度を分析し、漁業権と漁獲枠制度のいずれの制度でも「環境」、「経済」、「社会」の成果を両立可能であるという結果を得たことから、「社会」の成果に負の影響をもたらすことを懸念してこれらの制度を拒否するべきではなく制度設計の際に「社会」の成果の考慮を行うべきであると主張した (Ashe *et al.*(2018))。これらの研究は、地域毎や制度毎の漁業パフォーマンスの違いを先進国と途上国の両方を含めて国際比較した有益な研究成果である一方、「環境」は資源や生息地の状態等、「経済」は収入の大きさや安定性等、「社会」は漁業者の賃金水準・社会的地位や安全・健康等として定義されており、漁業コミュニティの持つ伝統や慣習と

いった「文化」の側面は評価されていない。

他方、日本国内の漁業を対象とした研究では、シュミットが、日本沿岸の漁村コミュニティの持つ漁業の多面的機能が「環境」、「経済」、「社会」の3つの役割を持ち、それらを持続可能な発展を3側面で捉えるパラダイムに置き換えて考えることが有効であると指摘し、日本のコミュニティベースの漁業管理では、「社会」と「文化」の機能が「環境」と「経済」をつなぐ要となる役割を担っていると主張した（Schmidt(2003)、pp.6-7）。また、古屋らは、日本の漁村の近隣住民を対象とした意識調査で、漁村の多面的機能の中で他の機能よりも文化と地域の形成・維持機能が重要視されていることを示した（古屋ら(2007)）。

このように先行研究では、漁業や漁業制度の持続可能性を3側面で捉えることの重要性が明らかにされると同時に、特に日本の漁業コミュニティに対する分析では「文化」を含めた「社会」の側面の持つ意義が強調されてきたと言える。

しかし、MELの国際標準化については、国際標準化の意義や経緯を取り上げた議論は存在するが（垣添(2017)、石原(2017)）、持続可能な発展の3側面に焦点を当てた先行研究は著者の調べた限り存在しない。そこで、本研究では、昨今、国際標準化に向けてドラスチックに制度改革を行ったMELについて、「環境」、「経済」、「社会」（本稿では、「社会」が「文化」を含めた概念であると定義する）の3側面から見た特質の変化を考察する。

以下では、2.でMELの沿革と特徴、旧制度の問題点と国際標準化を迫られた経緯を概説する。3.で国際標準化に伴うMELの制度改革の内容を示す。4.でMELの制度改革によるMELの特質の変化を考察する。5.で結論を述べる。

2. 日本独自の水産物エコラベル MEL

2-1. MELの沿革と特徴

MELは、英国発の水産物エコラベル制度MSCが日本に進出し日本事務所を設立した翌年の2007年12月に（社）大日本水産会（2013年より一般社団法人）内に発足した（垣添(2017)、p.58）。2005年にFAO水産委員会で「海洋漁獲漁業に由来する魚類及び水産製品のエコラベリングのためのガイドライン」（以下、FAOガイドライン）が採択された（2009年に改訂）ことがその起点となった（鴻巣(2010)、p.39）。

MELが立ち上げられた背景には、日本の漁業管理が共同管理と呼ばれる古くからのやり方に加えて、生物学的許容漁獲量（ABC）や漁獲可能量（TAC）といった欧米の手法も取り入れた多様な管理方式となっており、どの管理方式が絶対でどれが駄目という立場をとらず漁業者の伝統的な知見を含め入手できる最善のデータを用いて多様な管理方式を評価できる日本の実態に即した制度が求められていたことが挙げられる（西村(2008a)、pp.20-22）。そのため、認証基準にもABC以外の手法による管理方式の余地を残すことが漁業認証基準に明記されており（西村(2008a)、p.26）、コミュニティベースの漁業管理に

における「社会」の側面を重視していたことがその特質であったと言える⁽²⁾。

2-2. 旧制度の問題点と変革を迫られた MEL

他方、設立当初の仕組みで運営されていた MEL は、国際標準への準拠の不十分さやガバナンスの不透明さについて問題点が指摘されていた（垣添(2017)、p.58）、（児玉(2017)、p.133）。具体的には、国際標準化機構（ISO）により定義される第三者認証や適切な異議申し立てプロセスを確立できていなかった点である。

前者の第三者認証に関する問題点について説明するために、MEL の設立当初の仕組みを模式化したものが図 1 である。図 1 から、非認証水産物が混入しないよう漁業認証と流通加工段階（Chain of Custody：以下、CoC）認証が行われる仕組みになっているが、これらの認証の審査を行う日本水産資源保護協会が認定能力を持つ認定機関から認定されておらず認定している大日本水産会から独立しているとは言えないため独立性と公平性が担保されていないことに加えて、他の組織が認証の審査を行う機関として参入することも行われていなかった。ISO で規定される第三者認証では、生産者（第一者）と消費者（第二者）のいずれからも独立した第三者により認証審査が行われるだけでなく、これらの点を満たすことも求められる。

後者の適切な異議申し立てプロセスについては、スキームオーナーの意思決定プロセスが幅広い見識を採り入れる体制となっておらず情報開示も十分ではないことにより透明性が確保できていなかった。この点についても、ISO で苦情や異議申し立ての機会を保証することが求められている⁽³⁾。

旧制度における MEL は、上述のように ISO や FAO ガイドラインへの準拠という国際標準を満たせていなかったことから、持続可能な大会を目指す東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会が、選手村などで提供される食事に使用できる水産物の調達コード（何を持続可能と考えるかという方針）の中に MEL 認証を加えた際に、国内外から疑問が呈されることになった（浅野(2018)、p.45、垣添(2017)、p.58）。認証制度は元来、ボランティアな制度であり国際標準でなければならないというわけではないが、国際標準を満たさない制度をオリンピックで公式に認めることの是非に関する議論を 1 つの背景として、当時の MEL を運営していた（一社）大日本水産会は、その事業を（一社）マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下、MEL 協議会）として独立させ、国際標準を満たすことを目指す改革を進めた（垣添(2017)、p.59）⁽⁴⁾。

3. MEL の制度改革と国際標準化に向けた対応

3-1. 国際標準化と GSSI の役割

水産物エコラベルにおける国際標準化とは、狭義において、認証制度の仕組みを、ISO

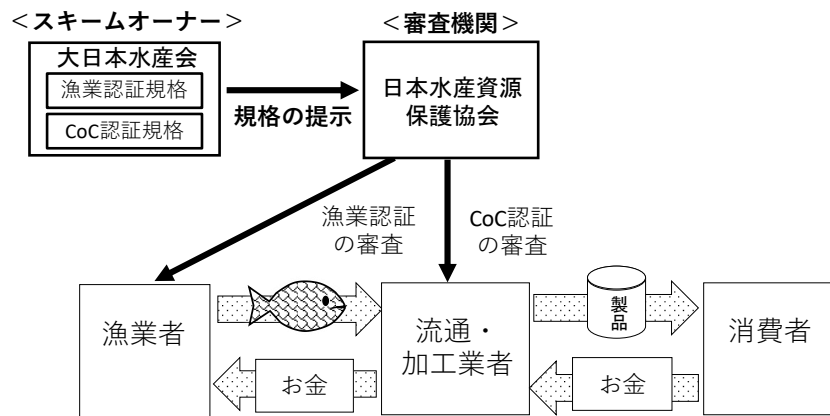


図1 改革前の MEL の認証制度の仕組み

出所：垣添(2018)、石原(2018)、p.7 を参考に筆者作成。

と FAO の国際標準（「責任ある漁業のための行動規範」と FAO ガイドライン）の両方に適合・準拠させることを意味する。しかし、FAO 自体は個別の水産物エコラベル制度がこれらに準拠しているかどうかを判断する組織ではなく準拠の自称が可能であったため（八木(2017)、p.1029）、多くの認証制度が国際標準への準拠を客観的に判断できない状態で乱立することになった（Bush *et al.*(2013)、p.288 によれば、当時の世界に 30 以上存在）。

そこで、複数の認証制度を評価するための方法を探すために、2013 年に小売企業 17 社、NGO 数社、ドイツの出資によるドイツ国際協力公社によって世界水産物持続可能性イニシアティブ（Global Sustainable Seafood Initiative：以下、GSSI）が設立された（GSSI (2015)、p.5, Seijo and Sutinen(2018)、pp.129-130, Bush and Oosterveer(2019)、p.141）。GSSI は、FAO の行動規範とガイドラインに基づいて国際標準の水産物エコラベル制度が満たさなければならない必須要素を整理し、必須要素を満たすかどうかを判断する際の手引きを添えた GSSI ベンチマークツール（GSSI(2015)、p.5）を 2015 年に完成させ、それを用いて国際標準への準拠の承認を希望する個別の水産物エコラベル制度に対して審査する機関として機能し始めた。本稿では、MEL の認証規格を GSSI の示したベンチマークに合わせ（ISO への適合と FAO の国際標準への準拠を含む）、GSSI から承認を得ることを、MEL の国際標準化とする。

GSSI は、認証制度を評価するメタガバナンスの仕組みであるが、水産物産業に関連する他の重要なメタガバナンスの仕組みには国際社会環境認定表示連合（International Social and Environmental Accreditation and Labelling Alliance：以下、ISEAL）がある（Bush and Roheim (2019)、p.339）。ISEAL は、国家や私的部門に主導された基準よりも市民社会に主導されマルチステークホルダー・プロセスを通じて発展した基準に有利に働くメンバーシップ制を採用しており、GSSI よりも市場からの独立性が高いと考えられている（Samerwong *et al.*(2017)、p.444）。より多くの生産者をより厳格ではないやり方

で評価する東南アジアを含む一部の国々の認証基準の関係者へのインタビューでは、輸出市場で既に僅かではない自国の認証への認識がさらに失われるとして、GSSI の役割に対して全体的に批判的である (Samerwong *et al.*(2017)、pp.436-437)。ただし、小売業者は結局は消費者が提示する要求を水産物市場に反映しており (Bush and Roheim(2019)、p.339)、GSSI をグローバル市場に進出する水準に認証基準を導くための機会とみなすのがジティブな評価も存在する (Samerwong *et al.*(2017)、p.437)。

以下の図 2 は、改革後の MEL の認証制度の仕組みとベンチマークツールに基づく GSSI の審査の全体像を模式化したものである。GSSI による漁業認証の審査はスキームオーナー、認証機関、認定機関の 3 つの主体の組織体制や認証規格に対して行われ、審査内容は (a)認証規格のガバナンス、(b)認証規格の運営管理、(c)漁業認証基準の 3 つの区分で整理されている (GSSI(2015)、p.6) ⁵⁾。以下では、その 3 区分に沿って、MEL が行った主な制度改革を見ていくことにする。

3-2. (a) 認証規格のガバナンス

認証規格のガバナンスの審査とは、認証規格の所有者であるスキームオーナーの統治体制への審査である (規格の策定、認証・認定機関への審査の委任、委任業務の監視、等)。

GSSI のベンチマークツールでは、公平性の観点から「スキームオーナーは認証、認定プログラムの運営業務に直接従事しない」(GSSI(2015)、p.21) とされている。認証審査の公平性を担保するために、2016 年に MEL のスキームオーナーの機能は (一社) 大日本水産会から (一社) MEL 協議会へ移転された⁶⁾。

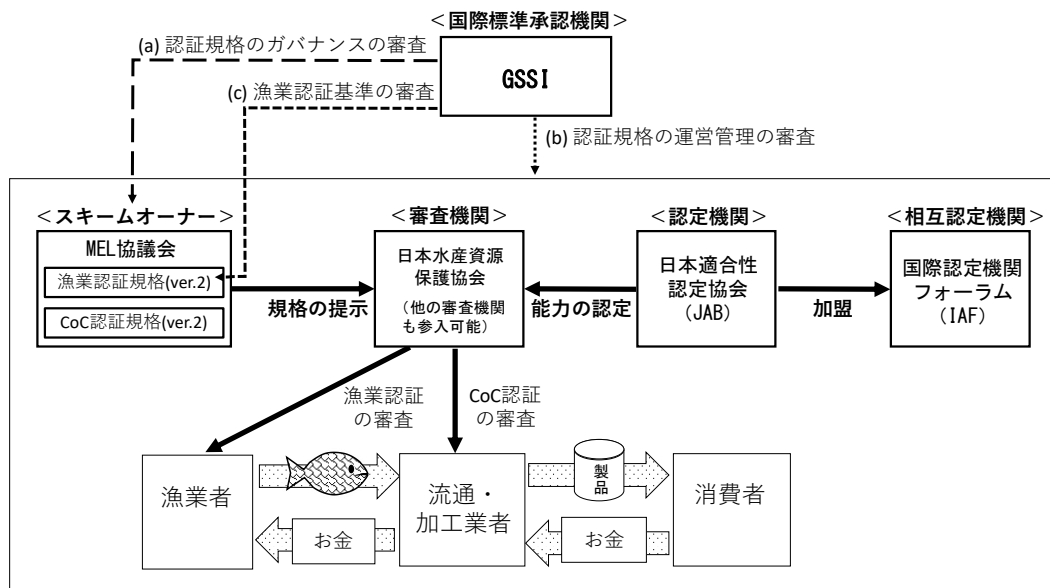


図 2 改革後の MEL の認証制度の仕組みと GSSI の審査

出所：GSSI(2015)、垣添(2018)、石原(2018)、p.7、婁(2019)、p.50 を参考に筆者作成。

また、MEL の制度改革の過程で、MEL 協議会のウェブサイト上では問い合わせフォームや意見提出フォームが導入された。これは「スキームオーナーはガバナンス、規格管理、実行機能に関する苦情を解決するために、一般人が利用可能な手続きに基づいて苦情を顧みるための透明性を持ったプロセスを有する」(GSSI(2015)、p.23) に対応している。

3-3. (b) 認証規格の運営管理

認証規格の運営管理の審査は、認証や認定といった制度の運営・管理に関わる審査のことである (CoC 認証基準の審査を含む)。

GSSI ベンチマークツールは、評価能力を有する人材が認定機関のチームの中にいるという客観的証明を求めており、例として認定機関が国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーで ISO 17065 の多国間承認協定の署名者であることを挙げている (GSSI(2015)、p.63)。日本適合性認定協会 (JAB) はこれを満たしているため (垣添(2017)、pp.61-62)、認定機関から認定を受けていなかった (公社) 日本水産資源保護協会が、2019 年 3 月に (公財) 日本適合性認定協会から認証能力の認定を受けた (MEL 協議会(2019b)、p.68)。

3-4. (c) 漁業認証基準

漁業認証基準の審査とは、認証規格が認証漁業に要求する基準に関する審査である。

MEL は、GSSI のベンチマークに対応するために、漁業認証規格を旧規格から新規格 (ver.2) へとバージョンアップさせた。大きく変更されたのは表 1 で表される新規格の認証基準 (MEL 協議会(2018a)) の 2.3、2.5、3.1、3.2 の 4 つである⁽⁷⁾。

認証基準 2.3 では、対象漁業以外による漁獲の考慮の必要性が追加された。旧規格では、この点について「遊漁の現状」(西村(2008a)、p.25) のみ言及されていた。新規格では、GSSI(2015)、p.186 に対応し「対象資源の分布範囲とみられる全域における、全ての漁業による対象資源の漁獲と、それに起因する致死」(MEL 協議会(2019d)、p.20) を考慮することとされている。

認証基準 2.5 では、数量管理型以外の管理方式が困難な内容に変更された。この点について、旧規格では「ABC の算定/ABC 以外の管理方策の提言」(西村(2008a)、p.26) とされていたが、新規格では、GSSI(2015)、pp.175-177 に対応して、ABC をデフォルトとし ABC 以外の管理方策の採用がより困難な構造となった (MEL 協議会(2019d)、pp.25-26)。

認証基準 3.1 では、非対象種及び生態系に対する管理目標設定や管理措置実施等の必要性が追加された。旧規格では、非対象種や絶滅危惧種等の無用な漁獲の実態や取り組み状況等の確認 (西村(2008a)、pp.29-31) に留まっていたが、新規格では、GSSI(2015)、pp.179-183、189-194 に対応し、混獲されうる非対象種や希少種等に対する管理目標等の設定やそれに基づく管理措置の存在の確認が追加された (MEL 協議会(2019d)、pp.35-36)。

認証基準 3.2 の栽培/増殖漁業における生態系への配慮は、旧規格にはなかった認証基準

表1 新規格における要件・認証基準と旧規格から大きく変化した認証基準

1. 管理体制に関する要件
1.1 漁業免許、許可等の取得審査
1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守
2. 対象資源に関する要件
2.1 対象資源の生物学的情報が把握されている。
2.2 対象資源の現状と傾向を判断するための科学的根拠が収集・維持されている。
*2.3 資源評価にあたっては、対象資源の分布範囲における、審査対象となる漁業以外による漁獲の影響、及び資源の回復力（レジリエンス）についても考慮されている。
2.4 収集された情報をもとに対象資源の現状と傾向に関する評価が行われ、評価結果が管理のための意思決定に反映されている。また、評価結果及びその手法について、適時開示されている。
*2.5 最大持続生産量（MSY）または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、公的機関によって設定された維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）、あるいは科学的根拠に基づき設定された代替水準が設定されている。
2.6 対象資源に漁獲可能量（TAC）制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されている。
2.7 対象資源に対して過剰な漁獲が行われておらず、資源回復措置を講じる必要のある基準を下回る場合には、加入乱獲を避けるため適時必要な措置が講じられている。
3. 生態系への配慮に関する要件
*3.1 生態系に配慮した管理体制の確立
*3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮

注：*の付いた項目は旧規格から新規格への移行により大きく変化した認証基準を示す。

出所：MEL の国際標準化の取り組みに携わった石井馨氏（当時、東京大学特任研究員）への聞き取り（2019年6月20日）およびMEL協議会(2018a)より作成。

である。新規格では、GSSI(2015)、p.178、188、208、209に対応し、栽培/増殖漁業が野生魚の遺伝的多様性に及ぼす影響等について評価や措置を講じていることを確認する審査項目が新たに付け加えられた（MEL協議会(2019d)、pp.40-47）。

4. MEL 制度改革と MEL の特質の変化

上述の制度改革は、認証制度・認証漁業への信頼性の向上や認証基準の厳格化をもたらすと考えられる。以下では、そうした効果が持続可能な発展の3側面から見てMELの特質をどのように変化させるのかを考察する。

4-1. (a) 認証規格のガバナンスへの対応と MEL の特質の変化

MEL は、認証規格のガバナンスへの対応により、ガバナンスの透明性を改善し、当該制

度が業界団体だけではなく消費者を含むすべてのステークホルダーの利益に適った仕組みであることを対外的に示せるため、当該制度の信頼性が増すと考えられる。

この信頼性の向上は、GSSI 承認で担保されるため、持続可能な漁業由来の製品を需要している地域や市場と取引する可能性につながる。欧米の大手スーパーマーケットの一部は、MSC や GSSI 承認の水産物エコラベル制度などで認証された水産物のみを扱う方針を打ち出しその動きが広がりつつあるからである（シーフード・レガシー(2018a)、シーフード・レガシー(2018b)）。ただし、その地域の消費者が国際標準化された MEL 認証水産物に対して付加価値を感じるかどうかという問題が先にあり、欧米の大手量販店等の調達基準では MSC や ASC が多くを占める現状がある。また、二者認証や自社基準の認証による差別化も多く存在している。そのため、国際標準化された MEL 認証の取得がただちに販路拡大につながるとは限らず、認証を使う側の能力や努力も重要であり、MEL 認証取得は輸出のための条件の 1 つをクリアするという意味合いに解釈されるべきである。

しかし、こうした輸出条件の 1 つをクリアするという機能は、旧来の MEL ではなく⁽⁸⁾、国際標準化で加えられたものである。国際標準化された MEL 認証は、使う側の能力・努力次第でマーケティングツールになりうるという意味で、持続可能な発展における「経済」の側面が強化されたことを意味する。

4-2. (b) 認証規格の運営管理への対応と MEL の特質の変化

次に、認証規格の運営管理に関する対応によって、MEL の認証業務が適正になされていることを対外的に示すことができ、それは当該制度で認証された漁業に対するステークホルダーの信頼性の向上に寄与する。この信頼性の向上のもたらす効果は、認証規格のガバナンスに関する対応のケースと同じであると考えられる。

4-3. (c) 漁業認証基準への対応と MEL の特質の変化

(i) 資源管理の考慮範囲の拡大（認証基準 2.3, 認証基準 3.1, 認証基準 3.2）

認証基準 2.3、3.1、3.2 における GSSI 対応は、認証される漁業が資源管理の際に考慮しなければならない範囲の拡大を意味する。これは、国際標準化された MEL において、持続可能な発展における「環境」の側面が強化されたことを意味する。

ただし、この「環境」の側面の強化は、金銭的・非金銭的費用を伴う。MEL 認証に申請する漁業が資源管理において対象漁業以外による漁獲や非対象種、生態系について考慮出来ていることをデータや資料で立証する際に、魚種・漁法が多様な日本では魚種・漁業別に情報整備されていない場合があるからである。国立研究開発法人水産研究・教育機構の SH"U"N プロジェクトでは、関連情報の整備・公表が進められており、国際標準化された MEL 認証への申請者の負担軽減に貢献しうる⁽⁹⁾。しかし、2020 年 3 月時点で評価が完了しているのは評価対象予定の 102 魚種のうち 17 魚種であり、評価予定である全魚種のデ

一タの整備にはしばらく時間を要する⁽¹⁰⁾。こうした漁業現場の努力により、多くの魚種・漁業について「環境」の持続可能性を裏付けるための情報を整備できる可能性はあるが、そのためにかかる費用や労力は小さくなく、その一部はモニタリングの必要性から恒常的なものになりうる。その費用や労力は、多くの場合、経済的なまたは技術的な理由から認証に申請する漁業が負担することが難しいため、外部的な関連組織が代わりに負担する構造となっており、結局は社会全体で負担することになる点に留意が必要である。

(ii) 資源管理方式の限定（認証基準 2.5）

認証基準 2.5 における GSSI 対応は、資源管理方式の実質的な限定を意味する。単一魚種・数量管理方式への限定は、「環境」の側面の強化と見ることができる一方、多魚種漁獲漁業を認証する際に対象魚種のうちエコラベルを付けられる魚種が減少することにつながりうる。

実際、2020年2月時点で旧認証で認証されていた4つの定置網漁業ではいずれも漁獲対象魚種のすべて（20種類程度）が認証魚種と認められていたが、国際標準化後の新規格で認証された定置網漁業では認証魚種が1種類となっている⁽¹¹⁾。定置網漁業に代表される多種多様な伝統漁法が存在することは日本漁業の特徴の一つであるが、多様な漁法の一部で認証取得の動機が低下することは、MEL認証における「社会」（「文化」を含む）の評価の側面が国際標準化によって弱まったと見ることができる。

(iii) 全体（認証基準 2.3, 認証基準 2.5, 認証基準 3.1, 認証基準 3.2）

上記の認証基準の変化を全体としてみた場合、GSSIの要求水準に合わせて満たさなければならぬ条件が増え、MELの認証取得に求められる水準が上がったと考えられる。この認証取得のためのハードルの高まりは、日本の漁業コミュニティが漁場の共同利用の歴史と経験の中で独自に培ってきた資源管理の伝統や慣習を評価することが難しくなったことを意味するため、MEL認証における「社会」の評価の比重が低下したと見ることができる。例えば、ウニやアワビ、イセエビのような移動性の低い磯根資源に対して地先の漁業コミュニティに共同漁業権が与えられ、漁業権を持つコミュニティ自らが共有資源を管理するコモングル的な資源管理のケースでは、競合する漁業者同士による資源収奪が生じがちなオープンアクセスのケースとは異なり、自らの共有資源を自らが持続可能に利用しようとするインセンティブが働いている。そうした漁業では、認証を取得していなくても、実質的には持続可能な漁業が行われているケースが存在すると考えられるが、国際標準化によってそうした漁業の認証取得が技術的に難しくなる可能性がある⁽¹²⁾。

なお、MEL認証の新規格の中には小規模漁業や伝統的漁業に関する記載があり（MEL協議会(2018a)）、GSSIの枠組みの中で「社会」の側面を評価しようとする工夫がなされている。ただし、これまでの国際認証について、「GSSIとMSCは小規模と大規模漁業のための認証に関して異なる基準を定義していない」（Lieng(2018)、p.3）点が指摘されており、国際標準化後のMEL認証においても一つの認証基準の中でそれらを十分に両立させるに

は限界があると考えられる。FAOの「持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン」で原則として記載された「文化の尊重：小規模漁業のコミュニティにおける既存の組織形態や伝統的な地元の知識・やり方を認識・尊重する」(FAO(2015)、p.2)を実現するためには、国際標準化後のMEL認証とは別の仕組みで補完することを検討する余地がある。

5. おわりに

以上の分析から、MEL認証は、国際標準化の前後で、持続可能な発展の3側面のうち「環境」と「経済」を重視する一方、「社会」の比重を低下させた制度へと変化したことが示唆された。MELの設立当初の理念が、漁業者によるコミュニティベースの資源管理を促すことにあったことを考えると、その特質の変化は大きな転換と言えるが、ボトムアップ型の自主的管理からトップダウン型の数量管理へと漁業管理の軸足を移そうとしている日本の水産政策改革とは整合性を有すると見ることもできる。

グローバリゼーションの潮流が漁業分野にも押し寄せてきている昨今においては、日本の水産政策改革やMEL認証の国際標準化は避けられないものであると言えるかもしれない。他方、MSC認証のように厳しい基準を設定する国際認証は小売を中心とした川下の企業が主導しており、要求水準が川上の現場の現実と乖離し、費用負担も漁業現場に偏る傾向があることが指摘されている(Bailey *et al.*(2018))。MEL認証においても、漁業現場の負担する費用や労力を勘案した上で、国際標準の新規格が日本の漁業現場にとって合理的な唯一の制度であるのか、再検討の余地がある。現状では、外部的な組織も科学的データや関連資料の整備等のために費用や労力を負担しており、認証の申請者が負担する認証取得費用以外も含めた社会的な総コストは小さいとは言えない。

世界の漁業を対象に持続可能性と制度の関係を分析したAshe *et al.*(2018)は、漁獲枠制度のような数量管理方式であったとしても持続可能性の3側面を矛盾なく成り立たせることを示したが、そこでは「文化」の側面が勘案されてないことに加え、データや資料の整備に必要な外部的な費用も加味されていない。「環境」、「経済」、「社会」の3側面から持続可能性を評価することの重要性をトリプル・ボトムラインという言葉で強調したジョン・エルキントン(Elkington(1997)、p.85)は、次のように述べている。「持続可能性を長期的に維持する能力についての研究が近年立ててきた重要な仮説は、持続可能な発展は最も高いレベルの信頼と他の形態のソーシャルキャピタルが存在する社会で最も実現可能性が高く、そして経済に対する全体的コストが最も低く達成されるだろうということである」(Elkington(1997)、p.85))。MEL認証の国際標準化は、グローバリゼーションへの適応に向けて選択肢を増やす意味で有意義な側面を持つ。このことは、しかし、日本の漁業コミュニティが漁場の共同利用の歴史の中で作り上げてきた独自の慣習やルールを、資源管理のために必要な全体的コス

トを低く抑えながら持続可能性の3側面を実現するための知恵と捉え、その評価に向けた別の選択肢を模索する可能性と矛盾するわけではない。

注

- (1) 2018年3月にMELと(一社)日本食育者協会による養殖認証AELが統合されること
が発表され(MEL協議会(2018b)、p.78)、現在のMELは漁業と養殖業の両方の認証規
格を持つ。統合前後における新旧のAELの認証水準の差をどう埋めるのかという問題も
存在するが、本稿では持続可能性の問題がより顕在化しやすい天然資源を対象とする漁業
認証規格に焦点を当てて分析を行う。
- (2) FAOガイドラインでは、MSYの平均的な実現またはそれよりも低い漁獲係数の実現に一
致する管理目標に基づいてABCを設定することが原則とされているが、「データの利用
可能性に関して、そして管理システムが異なる種類・規模の漁業(例えば、小規模漁業か
ら大規模商業漁業まで)で実質的に異なりうるという事実に関して、小規模漁業に特別な
配慮が必要であることが認識されなければならない」(FAO(2009)、p.7、11)と但し書き
がなされている。
- (3) 旧体制のMELの特徴と問題点は、MSCのそれと対照的である。MSCは、認証機関の認
定をMSCの標準的機能から分離し、認証プログラムと異議申し立てプロセスの間の独立
性を作り出すことでFAOガイドラインに準拠したことを2006年に宣言した(Ponte
(2008)、p.165)。その際に、FAOガイドラインに記載された「小規模漁業に対して特別な
配慮が求められる」という文章を小規模漁業、データの少ない漁業、途上国漁業に一般的
に適用される特別な基準を設けることと解釈せず、アドホックなケースだけに適用するも
のと解釈し小規模漁業を締め出したという批判がなされた(Ponte(2008)、pp.164-165)。
- (4) 様々な制度改革を経た結果、MELは2019年12月12日に国際的な審査機関であるGSSI
の承認を受け、国際標準を満たす制度であることが公式に認められた(GSSIのウェブサ
イト(<https://www.ourgssi.org/gssi-recognized-certification/mel-japan/>)を参照、最終ア
クセス:2019年12月29日)。
- (5) GSSIは養殖認証も承認審査の対象とするため、実際には(A)認証規格のガバナンス、(B)認
証規格の運営管理、(C)養殖認証基準、(D)漁業認証基準という4区分で整理されているが、
本稿は漁業認証のみを対象とするため(C)養殖認証基準を省いた。
- (6) (一社)大日本水産会は元農林水産省所管であるが、(公社)日本水産資源保護協会も水
産庁と関係が深い(木上(2015))。
- (7) 「認証基準」と複数の認証基準をまとめた「要件」のみ示し、認証基準を満たす上で求め
られる「要求事項」および要求事項を構成する詳細な「審査項目」は割愛した。
- (8) 国際標準化前のMELに対する認証取得者の評価として、「認証による恩恵が感じられな
い」(MEL協議会(2019a)、p.52)という指摘が存在する。

- (9) 実際、新規格のもとで認証を取得した福島県漁業協同組合連合会のまき網漁業（マサバ、ゴマサバ）は、その取得の際に SH"U"N プロジェクトの評価結果を活用している（日本水産資源保護協会(2019)）。
- (10) SH"U"N プロジェクトのウェブサイト「魚名一覧」（<http://sh-u-n.fra.go.jp/search/?task=fishlist>、最終アクセス：2020年3月21日）。
- (11) 日本水産資源保護協会ウェブサイト「認証受付状況と認証実績」（http://www.fish-jfrca.jp/04/progress_and_results.html、最終アクセス：2020年2月25日）
- (12) 新旧の MEL の完全移行が 2021 年 1 月 31 日に予定されており（MEL 協議会(2019c)、p.42）、旧認証での認証漁業が新認証の元で認証取得できなかつたり断念したりするケースが出てくる可能性もある。その場合、どのようなケースでそれが生じたのかを検証することが日本の水産物エコラベル制度の建設的な議論のために求められる。なお、新旧の MEL の完全移行が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の当初の開催時期であった 2020 年夏の後のため、旧認証による水産物も同大会で使用可能であるという矛盾点が指摘されていたが、新型コロナウイルスの世界的流行により開催時期が 2021 年夏へ延期されることが 2020 年 3 月に決定したため、この問題は解消された。

参考文献

- [1] Anderson J. L., C. M. Anderson, Chu J., J. M. Meredith, F. Asche, G. Sylvia, M. D. Smith, D. Anggraeni, R. Arthur, A. Guttormsen, J. K. McCluney, T. Ward, W. Akpalu, H. Eggert, J. Flores, M. C. Freeman, D. S. Holland, G. Knapp, M. Kobayashi, S. Larkin, K. MacLauchlin, K. Schnier, M. Soboil, S. Tveteras, H. Uchida and D. Valderrama (2015) "The Fishery Performance Indicators: A Management Tool for Triple Bottom Line Outcomes," *PLOS ONE*, 10(5), 1-20.
- [2] Asche F., T. M. Garlock, J. L. Anderson, S. R. Bush, M. D. Smith, C. M. Anderson, J. Chu, K. A. Garrett, A. Lem, K. Lorenzen, A. Oglend, S. Tveteras and S. Vannuccini (2018) "Three Pillars of Sustainability in Fisheries," *PNAS*, 115(44), 11221-11225.
- [3] Bailey M., H. Packer, L. Schiller, M. Tlusty and W. Swartz (2018) "The Role of Corporate Social Responsibility in Creating a Seussian World of Seafood Sustainability," *Fish and Fisheries*, 19, 782-790.
- [4] Bush S. R. and C. A. Roheim (2019) "The Shifting Politics of Sustainable Seafood Consumerism," In M. Boström, M. Micheletti and P. Oosterveer ed. *The Oxford Handbook of Political Consumerism*, Oxford Press, Oxford.
- [5] Bush S. R. and P. Oosterveer (2019) *Governing Sustainable Seafood*, Routledge, Oxson, UK and New York, US.
- [6] Bush S. R., H. Toonen, P. Oosterveer and A. P. J. Mol (2013) "The 'Devils Triangle' of

- MSC Certification: Balancing Credibility, Accessibility and Continuous Improvement,” *Marine Policy*, 37, 288-293.
- [7] Elkington J. (1997) *Cannibals with Forks: The Triple Bottom Line of 21st Century Business*, Capstone Publishing Limited, Oxford, UK.
- [8] FAO (2009) *Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries, Revision 1*, FAO, Rome .
- [9] FAO (2015) *Voluntary Guidelines for Securing Sustainable Small-Scale Fisheries in the Context of Food Security and Poverty Eradication*, FAO, Rome.
- [10] GSSI (2015) *Global Benchmark Tool*, version 1, GSSI.
- [11] GSSI (2019) *Benchmark Report: Marine Eco-Label (MEL) Japan*, GSSI.
- [12] Lieng S., N. Yagi and H. Ishihara (2018) “Global Ecolabeling Certification Standards and ASEAN Fisheries: Can Fisheries Legislations in ASEAN Countries Support the Fisheries Certification?” *Sustainability*, 10, 1-17.
- [13] Mega V. and J. Pedersen (1998) *Urban Sustainability Indicators*, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, Dublin, Ireland.
- [14] Morgan T. (2006) “Decision-Support Tools and the Indigenous Paradigm,” *Engineering Sustainability*, 159(ES4), 169-177.
- [15] Ponte S. (2008) “Greener than Thou: The Political Economy of Fish Ecolabeling and Its Local Manifestations in South Africa,” *World Development*, 36(1), 159-175.
- [16] Samerwong P., S. R. Bush and P. Oosterveer (2017) “Metagoverning Aquaculture Standards: A Comparison of the GSSI, the ASEAN GAP, and the ISEAL,” *Journal of Environment & Development*, 26(4), 429-451.
- [17] Schmidt C. C. (2003) “Fisheries and Japan: A Case of Multiple Roles?” *Paper presented at the Internatinal Symposium on Multiple Roles and Functions of Fisheries and Fishing Communities*, Aomori, Japan, 12 Feb. 2003, 1-18.
- [18] Seijo J. C. and J. G. Sutinen (2018) *Advances in Fisheries Bioeconomics*, Routledge, London, UK.
- [19] Spiller R. and C. Lake (2003) "Investing in Culture: the 4th Bottom Line," *Ethical Investor*, 22, 14-15.
- [20] UN General Assembly (2015) *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, A/RES/70/1, 1-35.
- [21] Wambrauw E. V. and T. Morgan (2015) "Understanding the Differing Realities Experienced by Stakeholders Impacted by the Agats Municipal Water Supply, Papua," *Water Utility Journal*, 11, 73-91.
- [22] 浅野智恵美(2018)「SDGs と東京五輪の水産品調達から考える水産エコラベルの課題」、

- 『消費生活研究』第20巻第1号、pp.41-48。
- [23] 石原広恵(2017)「東京オリンピック・パラリンピックと持続可能な水産物 Part2 エコラベルの国際動向 2」、『海洋水産エンジニアリング』2017年11月号、pp.36-46。
- [24] 石原広恵(2018)「水産物の認証制度とその政治性」、『産業振興』第607号、pp.1-50。
- [25] 植田和弘(2008)「持続可能な地域社会」、『JOYO ARC』(常陽地域研究センター)2008年8月号、pp.10-15。
- [26] 大関芳沖(2018)「SH"U"N プロジェクトの展開と今後の進展」、『日本水産学会誌』第84巻第5号、pp.974-976。
- [27] 垣添直也(2017)「MEL-J 協議会設立の経緯と今後の戦略について(世界の資源保護の潮流と日本の水産業の新たな発展に資する水産エコラベル構築を目指して)」、『海洋水産エンジニアリング』2017年7月号、pp.56-64。
- [28] 垣添直也(2018)「MELの取り組みー東京五輪を見据えてー」、『Ocean Newsletter』第440号。(https://www.spf.org/opri/newsletter/440_3.html?latest=1、最終アクセス:2020年3月24日)
- [29] 木上正士(2015)「何が違う? MEL と MSC」、『週刊水産タイムス』第15/01/26号。(http://www.suisantimes.co.jp/cgi-bin/interview.cgi?n=476、最終アクセス:2020年3月24日)
- [30] 鴻巣正(2010)「水産エコラベル認証の現状と課題ー水産における環境問題への新たなアプローチ」、『農林金融』第63巻第10号、pp.32-44。
- [31] 児玉徹(2017)「「和食」と持続可能な水産資源」、『国際貿易と投資』第110号、pp.125-135。
- [32] シーフード・レガシー(2018a)『水産物の持続可能な調達方針とその実現に向けたマイルストーン 米国小売編』、シーフードレガシー。
- [33] シーフード・レガシー(2018b)『水産物の持続可能な調達方針と その実現に向けたマイルストーン 欧州小売編』、シーフードレガシー。
- [34] 西村雅志(2008a)「マリン・エコラベル・ジャパンー未来につなげよう、海と魚と魚食文化!ー」、『水産振興』第491号、pp.1-89。
- [35] 西村雅志(2008b)「日本の水産エコラベル制度設立について」、『日本水産学会誌』第74巻第2号、pp.308-311。
- [36] 日本水産資源保護協会(2019)『審査報告書 マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格 Ver.2.0(福島県漁業協同組合連合会マサバ・ゴマサバまき網漁業)』、日本水産資源保護協会。
- [37] 古屋温美・高橋周平・小金山透・黒澤馨・中泉昌光・長野章(2007)「漁業地域における多面的機能の認識とCVMによる支払い意思額について」、『平成19年度日本水産工学会学術講演会講演論文集』、pp.1-14。
- [38] MEL協議会(2018a)『漁業認証規格 Version 2.0』、MEL協議会。

- [39] MEL 協議会(2018b)「GSSI 承認申請準備にたどり着く－MEL 協議会通信第 1 号－」、『水産界』2018 年 6 月号、pp.78-79。
- [40] MEL 協議会(2019a)「日本の水産が大きく動き出す前夜－持続的利用で真摯な議論－」、『水産界』2019 年 1 月号、pp.50-53。
- [41] MEL 協議会(2019b)「認証申請が急増－審査機関の日水資は JAB 認定－」、『水産界』2019 年 6 月号、pp.68-70。
- [42] MEL 協議会(2019c)「クロマグロ完全養殖の認証申請など－新たな取組に期待－」、『水産界』2019 年 7 月号、pp.41-43。
- [43] MEL 協議会(2019d)『漁業認証規格 適合の判定基準 (審査の手引き) Ver.2.1』、MEL 協議会。
- [44] 八木信行(2017)「アジア・アフリカを念頭に置いた水産物エコラベル構築の必要性」、『日本水産学会誌』第 83 巻第 6 号、p.1029。
- [45] 婁小波(2019)「東京オリンピック・パラリンピックと環境認証」、『沿岸域学会誌』第 31 巻第 4 号、pp.47-51。

[付記] 本稿は 2019 年 8 月 3 日に開催された国際漁業学会大会シンポジウムにおける筆者の報告内容を元に、当日の議論を踏まえて執筆したものである。シンポジウムでの報告内容が複数のテーマを内包していたため、シンポジウム・コーディネーターの勧めに従い、一部を本稿として、残りを別の論文として提出することとした。本稿執筆にあたって MEL の国際標準化に携わられた石井馨氏から情報提供をいただいた他、シンポジウム・コーディネーターの婁小波東京海洋大学教授、2 名の匿名の査読者から貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。なお、本稿の主張は著者個人によるものであり、残された誤りは著者個人の責任に帰す。本研究は JSPS 科研費 (16H02565, 19K06250) の研究成果の一部である。